

医療法人社団 和敬会

**協和病院 通所リハビリテーション
(介護予防通所リハビリテーション)**

運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人社団和敬会が開設する協和病院(以下「施設」という)において実施する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)(以下「事業所」という)は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の「身体機能」、「活動」、「参加」の維持向上を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 サービスの取扱いに関する基準

2 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの基本取扱い方針

事業所の従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、「心身機能」、「活動」、「参加」の生活機能の維持、向上を図る。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱い方針

①通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの実施にあたっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」の維持向上を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

②事業所の従事者は通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの実施に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しリハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について理解しやすいように、指導又は説明を行う。

③常に利用者の症状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に認知症利用者に対しては、必要に応じ、十分なサービスが提供できる体制を整える。

④それぞれの利用者について通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療録等に記録する。

4 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画の作成

従業者は、利用者に応じた通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又は家族に対し、その内容等について説明しなければならない。

また、既に居宅サービス計画がなされている場合には、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①名称 協和病院

②所在地 兵庫県神戸市西区押部谷町栄 191-1

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務の内容は次のとおりとする。

①管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②医師 1名以上

③理学療法士 1名以上

④看護職員 1名以上

⑤介護職員 1名以上

⑥管理栄養士 1名以上

⑦その他職員 1名以上

②～⑦の従業者は、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①営業日 月曜日から金曜日

但し、国民の祝日、また12月30日から1月3日までを除く。

②営業時間 午前9時00分から午後5時00分

(サービスの利用定員)

第6条 サービスの利用定員は20名とする。

(通常のサービス実施地域)

第7条 通常のサービス実施地域は、以下のとおりとする。

①神戸市西区

②三木市の一部 *一部地域についての町名：緑が丘町・志染町

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業の実施内容)

第8条 事業の実施内容は次のとおりとする。

①生活指導

②計画に基づいたリハビリテーション

(療法士等による個別運動・集団運動・自主運動・機器によるトレーニング等)

③医療管理下における看護・介護

④介護方法の指導

⑤食事の提供及び介助

⑥入浴介助の提供

⑦利用者の身体、心理状況の観察及び必要な診察等

⑧事業所による利用者の送迎

(利用料及びその他の費用)

第9条 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを提供した場合のサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について。

2 利用者負担額は介護保険法に則り、利用基本単価・加算単価・減算単価から総単位数を算出し、総単位に地域区分の級地額を乗じ、介護報酬上の告示上の額を算定し、介護保険負担割合証に準じた割合とする。

3 その他の費用（一～六以外の場合は都度説明の上実費請求とする）

- | | |
|-------------------|---|
| ① 昼食代 | 650円/日 |
| ② 教養娯楽費（行事・レク教材費） | 100円/日 |
| ③ おむつ代 | 180円/枚 |
| ④ 連絡帳 | 300円/冊 |
| ⑤交通費 | 利用料に含むこととし、第7条に定める通常のサービス実施地域を越える場合も徴収しないものとする。 |

(緊急時等における対処方法)

第10条 従業者は、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを実施中に、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 主治医に連絡が出来ない場合は、協和病院に連絡し、医師の指示を受け、緊急搬送に必要な処置を講じるものとする。

3 従業者は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

(苦情の処理)

第11条 管理者は、提供した通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明する。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は損害賠償が発生した場合に備え、損害賠償責任保険に加入している。

3 事業所はサービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償等の手続きを行う。

(秘密保持等)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」

を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練(年二回)
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第 15 条 事業所は、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションに使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第 16 条 事業所は、その提供する介護保険居宅サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 事業所は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(暴力団等の影響の排除)

第 17 条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(人格の尊重)

第 18 条 事業所は、当該事業を利用する利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護保険居宅サービスを提供しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第 19 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町

村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化)

第 20 条 事業所は利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

2 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(ハラスメント対策)

第 21 条 事業所は適正なサービス提供を確保する観点から、職場においてのハラスメント対策を行い、従業員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画)

第 22 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定しなければならない。また、業務継続計画に従い必要な措置を講ずることとする。

(記録の整備)

第 23 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

2 事業所は、利用者に対する通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第 24 条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3 カ月以内
- 二 継続研修 年 1 回以上 随時

2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団和敬会と協和病院通所リハビリテーションとの協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和 4 年 9 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日に改定する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日に改定する。